

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 税を考える週間行事

本年度の「税を考える週間」では、近鉄大阪線大阪上本町駅と天王寺動物園での「税を考える週間街頭キャンペーン」及び天王寺税務署・なにわ南府税事務所での「小学生の税の書道展」を実施します。

また、本年は、四天王寺高校書道部の皆さんに、税を考える週間のメインテーマである「これからの社会に向かって」を揮毫していただき、街頭キャンペーン時に掲示するとともに、天王寺税務署・なにわ南府税事務所では11月中旬に展示をし、啓発活動を行います。

また、11/16(木)には、税理士会の若手税理士と大田署長の懇談会を開催いたします。お忙しい中、恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

なお、事前に、質問事項などがあれば、承りたいと思います。

有意義な、懇談会となるよう、ご協力お願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

2 令和5年度税の作文表彰式について

令和5年度作文表彰式について次のとおり開催されます。

- ・ 開催日: 令和5年12月14日(木)
- ・ 場 所: 天王寺区役所講堂

なお、「近畿税理士会天王寺支部長賞」として以下の4作品が受賞されましたので、ご紹介いたします。

学 校 種 別	学 校 名	作 者 名	年 齢	作 文 題 名
中 学 校	四天王寺中学校	久保 絢奈	3	人と人をつないだ税金
	上宮学園中学校	横田 哲一	3	未来への税金投資
高 校	明星高等学校	芳崎 孔太郎	2	日本一お金持ちな村と日本一貧乏な市での税の使い方
	大阪府立夕陽丘高等学校	有田 朱里	1	消費税の使われ方について

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

3 申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて(別添1)

(実施時期の見直し)

現在から1年以上の周知期間を確保し、令和7年1月から実施する予定です。

(丁寧な周知・広報)

令和6年2月～3月の確定申告期も利用し、丁寧に周知・広報を行います。

(申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法)

申告書等の提出事実・提出年月日は、e-Tax受信通知や申告書等情報取得サービスなどで確認できます。

5

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 キャッシュレス納付の利用拡大について(別添2)

国税の納付方法においては、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指しております。利便性の高い以下のキャッシュレス納付についての積極的な利用勧奨をお願いいたします。

- ダイレクト納付
 - ☞ 源泉所得税の毎月納付がある方におすすめ
- 振替納税
 - ☞ 所得税の確定申告等を毎年される方におすすめ
- インターネットバンキング等による納付
 - ☞ e-Taxで申告されている方におすすめ
- クレジットカード納付
 - ☞ 事前登録不要、クレジットカードを利用されている方におすすめ
- スマホアプリ納付
 - ☞ 事前登録不要、Pay払いを利用されている方におすすめ

6

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

2 PDFファイルによる電子納税証明書について(別添3)

令和3年7月から、PDFファイルによる電子納税証明が発行可能となりました(令和4年9月20日(火)からはスマートフォンからでも使用可能)。

納税者にとって以下のとおり、非常に利便性の高いサービスでありますので、積極的なキャッシュレス納付とともに積極的な利用勧奨をお願いいたします。

※ マイナンバーカード等の電子証明書の取得や、ICカードリーダーが必要で

○ 利便性

- ☞ 取得から90日間であれば何度でも印刷できます。
- ☞ 手数料が安価(400円⇒370円)です。

7

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

3 申告所得税予定納税第2期分の納期限について

申告所得税予定納税第2期分の納期限・振替納税日は、令和5年11月30日(木)となっております。

関与先の期限内納付につきまして、ご指導をよろしくお願いいたします。

なお、減額申請の期限は、11月15日(水)です。

4 納税表彰式について

令和5年度納税表彰式が次のとおり開催されます。

- ・ 日時: 令和5年11月13日(月) 16時15分～17時15分
- ・ 場所: ホテル アウイーナ大阪

8

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

1 期限内納付のお願い(別添4)

個人・法人に関わらず、特に消費税の期限内納付のための納税資金の確保につきまして、引き続きのご指導をお願いいたします。

「納税は期限内に」の資料にもありますように、ダイレクト納付など便利な納税方法もありますので、未利用の方につきましては、ご検討・ご指導をよろしくお願いいたします。

インボイス制度が開始され、初めて消費税を申告される方もおられるかと思いますので、納付資金の確保のご指導をよろしくお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

2 国税の納付が困難な場合の猶予制度(別添5)

国税の納付が納期限までに困難な方、既に猶予制度を利用してはいるが、分割納付期限までに納税が困難な方は、早めに徴収部門納付相談を行うようご指導をお願いいたします。

具体的には、換価の猶予申請書を提出していただくこととなりますが、延滞税も軽減されますので、ご活用願います。

新型コロナウイルス感染症の影響の有無に関わらず、柔軟に対応することとなっておりますので、関与先からご相談があった際には、ご指導をお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)**《個人課税関係》****1 令和5年分確定申告期における申告書作成会場等**

天王寺税務署の申告書作成会場は、令和6年2月16日(金)から3月15日(金)まで、天王寺税務署2階大会議室で開催いたします。

なお、令和5年分の確定申告期におきましては、年金所得者等を対象とした確定申告期前の来場案内を実施いたしませんので、税理士支部独自事業での無料相談会場など、税務支援をよろしくお願いいたします。

また、確定申告作成会場での申告相談は、前年に引き続き、LINEを使ったオンライン事前発行等の入場整理券方式により、申告相談を行います。開始日等の詳細が決まりましたら、お知らせいたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

11

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)**1 令和5年分確定申告期における申告書作成会場等**

令和5年分の確定申告期における閉庁日対応ですが、令和6年2月25日(日)に実施いたします。

実施日が昨年までの2日から1日へ変更となりますので、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

なお、確定申告電話相談センターにつきましては、令和6年2月18日(日)と2月25日(日)の2回開設となります。

12

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

2 自宅等からのe-Tax申告の推進

税務署でスマホ申告を推奨する広報に努めております。

特に、マイナンバーカード方式による申告では、令和5年分の確定申告から、給与所得の源泉徴収票・国民年金基金掛金・iDeCo・小規模企業共済掛金がマイナポータル連携による自動入力の対象に追加され、大変便利なものとなっております。

先生方の関与先従業員の方に対しまして、ご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

13

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

2 自宅等からのe-Tax申告の推進(別添6)

令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW
給与所得の源泉徴収票
公的年金等の源泉徴収票
株式の特定口座



控除関係

医療費・ふるさと納税
生命保険・地震保険
社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)
NEW iDeCo **NEW** 小規模企業共済掛金
住宅ローン控除関係

※1 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象となるためには、お勤め先が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です。

※2 マイナポータル連携により控除証明書等のデータを取得するには、控除証明書の発行主体が、マイナポータル連携に対応していることが必要です。

14

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

3 法定調書のe-Taxでの提出のお願い(別添7)

法定調書について、e-Taxによる提出をお願いします。

特に、給与の源泉徴収票につきましては、e-Taxにより提出いただくことで、マイナポータルと連携し、自動入力が可能となりますので、関与先従業員の方の申告の際に非常に便利です。積極的に周知をよろしくお願いいたします。

15

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

《資産課税関係》

・ 相続税申告のe-Tax利用の推進

相続税につきましても積極的なe-Taxの利用をお願いします。

e-Taxによる相続税申告には、メリットが3点ございます。(別添8)

- 1 添付書類はイメージデータ(PDF形式)で送信可能
- 2 データ管理・ペーパーレス化が可能
- 3 財産取得者の利用者識別番号のみで申告

なお、イメージデータでの送信に関しましては、「添付書類の削減」「イメージデータ送信容量の拡大」など、先生方の利便性向上のため、対応策を実施しておりますので、ご協力をお願いします。

16

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

1 年末調整(令和5年分)について

源泉徴収義務者の方に向け、年末調整に関する各種情報を掲載した「リーフレット」(別添9)を送付しています。

このリーフレットにおいて、年末調整の手順などを解説した動画やパンフレットを掲載した国税庁ホームページ(年末調整がよくわかるページ)を案内しています。

「扶養控除等(異動)申告書」や「保険料控除申告書」などの年末調整関係の用紙もこのページから取得することができますので、是非ご利用ください。

「年末調整がよくわかるページ」はこちら →



17

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

2 添付書類も含めたe-Taxの普及・定着に向けた取組について

規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)において、各府省は、年間10万件以上の手続について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画を策定することとなっており、国税関係手続についても、令和3年10月18日に財務省ホームページで基本計画を公表しています。

納税者等の利便性の向上や、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進に向け、関与先への積極的なe-Taxの利用勧奨をお願いします。

(参考)「財務相オンライン利用率引上げに係る基本計画(国税申告手続等)」はこちら →



18

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

3 電子帳簿等保存制度について

令和6年1月以降、所得税・法人税に係る帳簿書類の保存義務者は電子取引データをデータのまま保存する必要があります。

本制度の円滑な移行に向け、義務者が必要な準備を計画的に進められるよう、「ご存知ですか？電子取引データの保存方法」(別添10)を用意しましたので、是非ご活用ください。

また、電子帳簿保存法に関する令和5年度税制改正の内容や実務上留意すべきポイント等を説明したYouTube動画を公開しておりますので、こちらも参考としてください。

(参考)YouTube「国税庁動画チャンネル」

「電子帳簿保存法のポイント！令和5年度改正」はこちら →



支部提案議題

1 「税を考える週間」について

2 新年研修会について

3 中高生による税に関する作文コンクールについて

4 令和5年分所得税確定申告期における税務相談について

5 その他

申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて

- **実施時期の見直し**
 - ・ 「十分な周知期間が必要」とのご意見も踏まえ、現在から 1 年以上の周知期間を確保し、令和 7 年 1 月から実施します。
- **丁寧な周知・広報**
 - ・ 納税者の方々に対しては、令和 6 年 2 月～ 3 月の確定申告期も利用して、丁寧に周知・広報を行います。
 - ・ 金融機関や関係行政機関に対して、改めて周知を行います。国税局や税務署からも、各金融機関等に対して丁寧に説明します。
- **申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法**
 - ・ 申告書等の提出事実・提出年月日は、e-Tax 受信通知や申告書等情報取得サービスなどで確認できます。確認手段につきましては、「別紙 1」をご参照ください。
 - ・ マイナンバーカードを保有していない方や e-Tax を利用していない方も含め、税務署の窓口においては、申告書等の閲覧サービスにより、提出された申告書等の原本を閲覧できます。今後、收受日付印も含め写真撮影を可能とする予定です。
- **延納・物納申請**
 - ・ 延納・物納申請書については、イメージデータで e-Tax 送信することにより、提出事実・提出年月日を確認できます。ただし、印鑑証明書などの原本は、別途郵送等による提出が必要になります。
 - ・ 書面提出の場合は、国税局から納税者にお送りしている「徴収の引受通知書」又は「担当者のお知らせ」に、「申請書の收受日」と「担当の税理士にお知らせください」旨の記載を追加する予定です。ただし、この通知書等の送付は、提出から概ね 2 週間かかりますのでご注意ください。
- **事務フロー（書面の申告書等）**
 - ・ 今回の見直し後、税務署等においては、收受窓口や郵送分の事務フローが簡素化され、文書紛失リスクの低減が見込まれます。
 - ・ 事務フローのイメージにつきましては、「別紙 2」をご参照ください。

(参考 1) 申請書等への「以前に提出した申告書等の提出年月日」の記載欄については、なくすことも含め、検討中です。

(参考 2) e-Tax マイページについては、今後、税理士の方への利用拡大や表示情報の拡充を予定しています。

(参考 3) 当分の間の対応として、申告書等を窓口で提出された方が、その提出日付等を確認できる方法を検討中です。

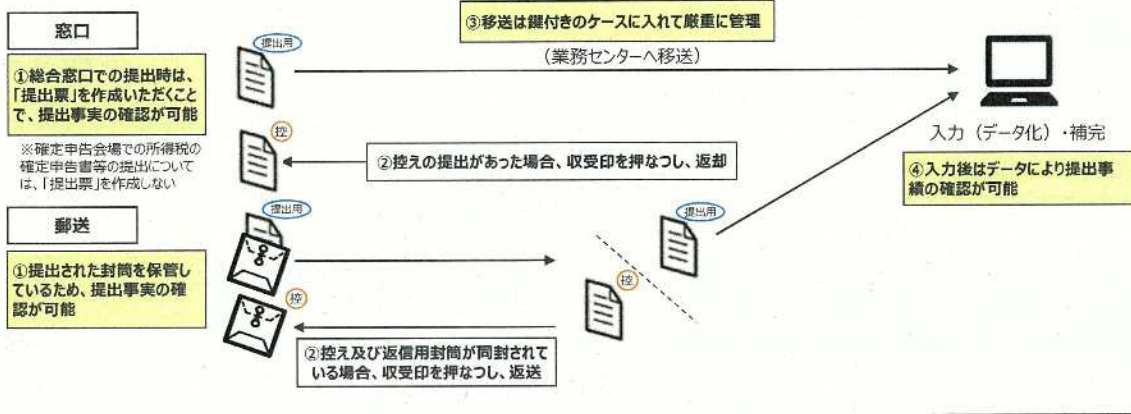
申告書等の提出事実等の確認方法

別紙 1

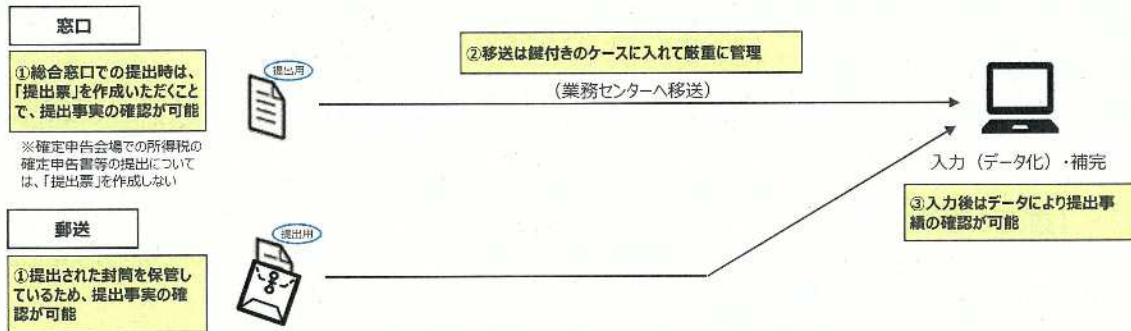
- 申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

	確認方法
電子申告 (e-Tax)	<p>【提出事実・提出年月日を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e-Tax 受信通知 税理士による確認可 <p>〔メッセージボックスの「受通知信」または「電子申請等証明書」により、申告書等の提出事実・提出年月日を確認（証明）することができます。〕</p>
書面申告	<p>【提出事実・提出年月日を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書等情報取得サービス <p>〔書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有個人情報の開示請求 税理士等による代理請求可 ※代理人によるオンライン申請には対応していません。 <p>〔写しの交付まで 1 か月程度かかります。 ※手数料は、300 円（オンライン申請の場合は 200 円）です。 ※法人の申告書等には利用できません。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署での申告書等の閲覧サービス 税理士等による代理請求可 <p>〔写真撮影をする際には、收受日付印を含めて撮影いただけるようにする予定です。〕</p> <p>【提出事実を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税証明書の交付請求 税理士等による代理請求可 <p>〔※手数料は、税目ごと 1 年分 1 枚につき 400 円（オンライン申請の場合は 370 円）です。〕</p>

現状



見直し後



※ 万が一、入力（データ化）の前に紛失等があった場合は、納付状況や他の証拠書類、税理士及び納税者からの聞き取りなどに基づき、提出の事実を確認

令和6年4月から

国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)が ますます便利になります!

申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付を
あらかじめ設定することができます。

国税の納付手続は
こちらから



0800 421 000 キャッシュレス納付専用ダイヤル

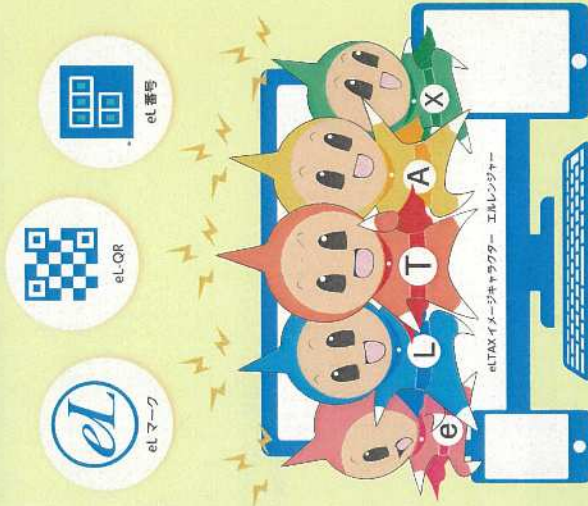
令和5年4月から

地方税のお支払いが 簡単・便利になりました!

納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリが利用できます。
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)の
いずれかの記載があれば利用できます。



地方税の納付手続は
こちらから



使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



おすすめ! ダイレクト納付

納付方法

e-TaxやeL TAXによる簡単な操作で
事前に届出をした預貯金口座から、口座
引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税 (特別徴収分)
など納付の機会が多い方、ご自身で振替
日を指定したい方

インターネットバンキング による納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより
決済する機会の多い方

振替納税 (口座振替)

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に
自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め
ている方、毎回の納付手続を省略したい方

クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや
スマホ決済アプリ (Pay払い) により納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方



国税庁



総務省



地方税共同機構
LTA LOCAL TAX AGENCY



国税庁



総務省



地方税共同機構
LTA LOCAL TAX AGENCY

キャッシュレス納付の一覧表

よくあるご質問 Q&A




国税

キャッシュレス納付の種類	対象税目※1	詳しい情報
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 国税HP 納税に関する 総合案内
インターネットバンキングによる納付	全税目	
振替納税	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
クレジットカード納付・スマホアプリ納付	全税目	

e-Tax

※1 一部の手續において、ご利用できない税目があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

地方税

キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
スマホ決済アプリ	eLマーク  例：固定資産税、都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)、その他税目 ※2	 地方税お支払サイト
ダイレクト納付	・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別割) ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税(特別徴収分・退職所得に係る納入申告) ・都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割) ※3 ・地方たばこ税 ・入湯税 ・ゴルフ場利用税 ・宿泊税	 eL TAX 地方税 ポータルシステム
インターネットバンキング クレジットカード納付		

eL TAX

※2 対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

※3 令和5年10月16日より取扱い開始されます。

eL TAXの他、多くの都道府県・市区町村で口座振替・スマホ決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。

詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

国税のダイレクト納付について

- Q1** ダイレクト納付を始めるには何を準備すればいいですか？
- A1** e-Taxの利用開始届出書のほか、**ダイレクト納付利用届出書**を提出してください。
- Q2** ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どの程度で利用可能となりますか？
- A2** ダイレクト納付利用届出書を書面で提出した場合は**1か月程度**で利用可能となります。個人の方はe-Taxで提出できます。その場合は**1週間程度**で利用可能となります。
- Q3** ダイレクト納付が可能な税目を教えてください。
- A3** 毎月納付する**源泉所得税**をはじめ、**申告所得税**や**法人税**など幅広い税目で利用できます。
- Q4** ダイレクト納付を利用する場合、口座振替手数料などを支払う必要はありますか？
- A4** **手数料を支払う必要はありません。**

地方税お支払サイトについて

- Q1** どのような支払方法が利用できますか？
- A1** 地方税お支払サイトでは**クレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替**等を利用できます。各種**スマホ決済アプリ**でのお支払も利用できます。
- Q2** 支払を始めるには何を準備すればいいですか？
- A2** お手元に「eLマーク」の記載がある納付書を用意して、**地方税お支払サイトにアクセス**してください。各種**スマホ決済アプリ**の場合は、**アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取って**お支払いください。
※ 「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。
- Q3** いつ利用できますか？
- A3** 地方税お支払サイトは、**24時間365日**利用できます。
※ 利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種**スマホ決済アプリ**の場合は、**アプリによって異なります。**(いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。)
- Q4** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要はありますか？
- A4** **原則、手数料を支払う必要はありません。**ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。
※ システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

国税の納付は キャッシュレス納付 をご利用ください!

Go Digital
Go Cashless

簡単!
便利!

業務
効率化!

金融機関や
税務署に
行く必要
なし!

国税庁
e-Tax
キャッシュ
コーナー

ダイレクト納付

- ✔ e-Taxを利用している方
- ✔ 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

e-Taxで申告書を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する手続です。

- ▶ 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、複数の預貯金口座を選択(※)できます。
- ▶ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応しています。
- ※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度は、e-Taxでの提出は1週間程度)がかかります。
- 領収証書は発行されません(納付状況は預貯金通帳等をご確認ください)。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

振替納税による納付

- ✔ 所得税や消費税の申告書を毎年提出する
個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引落しにより自動的に納付する手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」(※1)
②「消費税及び地方消費税(個人事業者)」(※2)
- ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
- 領収証書は発行されません(納付状況は預貯金通帳等をご確認ください)。
- インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。
- ※1 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延滞分、予定納税(1期、2期)分が対象です。
- ※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます!
パソコンやスマホからe-Taxソフト・WEB版・SP版にログインし、必要事項を入力することで、金融機関届出の押印なしにオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。



スマホアプリ納付

- ✔ Pay払いを利用している方

スマートフォン決済専用のWebサイト(国税スマートフォン決済専用サイト)へアクセスし、Pay払いで納付する手続です。

- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
- ※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要となります。
- 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません(納付内容(PDF)データで納付情報をご確認ください)。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

インターネットバンキング等からの納付

- ✔ インターネットバンキング
を利用している方

インターネットバンキングやATMから納付する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です(登録方式の場合)。
- 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Taxによる徴収高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません(納付状況は預貯金通帳等をご確認ください)。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

クレジットカード納付

- ✔ クレジットカードを利用
している方

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、クレジットカードにより納付する手続です。

- 納付税額に應じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません(納付状況は利用明細等をご確認ください)。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

キャッシュレス納付 以外の便利な納付方法

コンビニ納付 (QRコード)

- 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」及びコンビニ納付用QRコード作成専用画面」等で作成、出力した「QRコード」をコンビニのレジで納付する手続です。
- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュロロ、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)、ファミリーマート(マルポコンビニ)、郵便局(郵便のみ)となります。
- 利用可能額は、バーコード(納付書)1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません(申込金受領証は発行されます)。
- 作成した「QRコード」(PDFファイル)をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」/「マルポ」/「ピー」端末に読み取らせることも可能です。

各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」からご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/inozeai/annual/index.htm>



さらに便利に!! 電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

メリット ①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット ②

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット ③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



◀ 詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。

自宅等で
請求データ
を作成

税務署窓口で受取
又は郵送で受取

事前にオンラインで
請求することにより、
窓口での待ち時間が
短縮できます。

オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合)

1 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



2 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



3 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

4 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

消費税及び地方消費税の

納税は期限内に



消費税及び地方消費税の税率は、10%です(注1)。

基準期間(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、**課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。**

(注1) 飲食料品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和2年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和4年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者となります。

↓↓↓↓↓↓ 期限内納付のために ↓↓↓↓↓↓

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方に向けて、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率 2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食料品 の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和4年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税の申告が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>



国税庁 消費税

Q 検索

便利な
納付方法は
裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)をご利用ください!



インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



詳しくはこちら→

■ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引落しの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を税務署又は金融機関に提出してください。

提出に当たっては、振替依頼書をオンライン(e-Tax)で提出していただくか、書面の振替依頼書(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。



詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

※軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。

詳しくはこちら↑



納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。**【受付時間】8:30～17:00(土日祝除く)**

詳しくはこちら↑



国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者とその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者とその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者とその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者とその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税の猶予の
詳細はこちら



申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

- 申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。

「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。

- 申請書は、**スマホやタブレットからe-Taxソフト**で、作成・提出することができます。

- 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

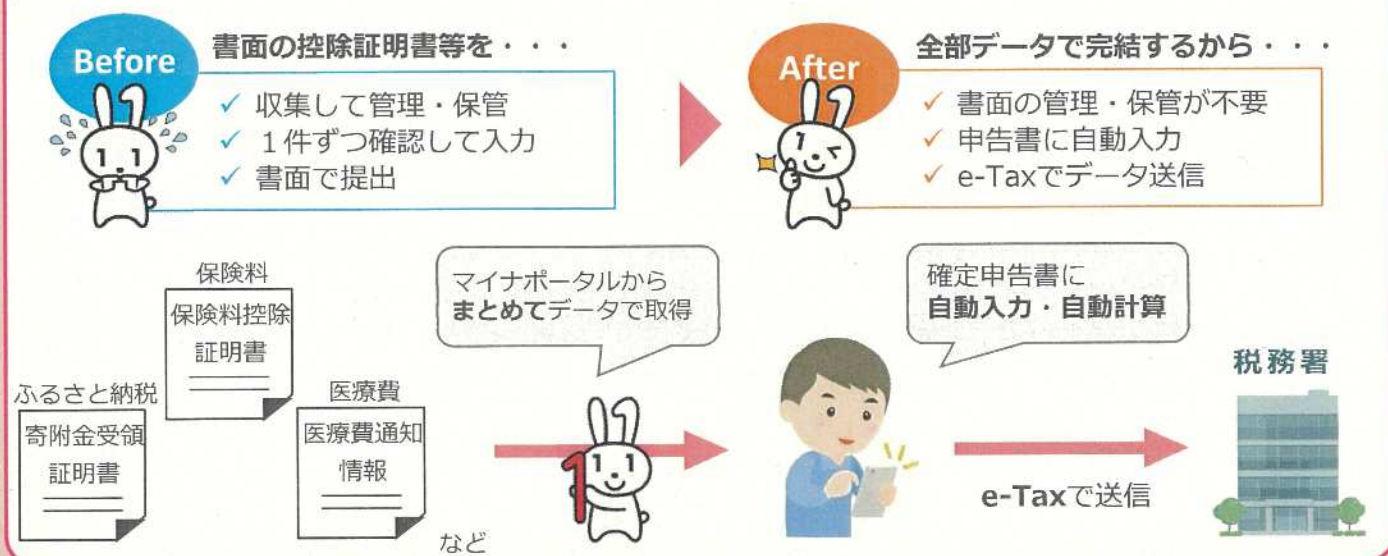
e-Taxソフト
(SP版)



マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

- NEW** 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座



控除関係

- 医療費・ふるさと納税
- 生命保険・地震保険
- 社会保険(国民年金保険料、**NEW**国民年金基金掛金)
- NEW** iDeCo・**NEW**小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。

事前準備の詳細は、国税庁HPの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものが必須です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
(又はICカードリーダー)



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。(マイナンバーカードの取得もお早めに！)

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax!** マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



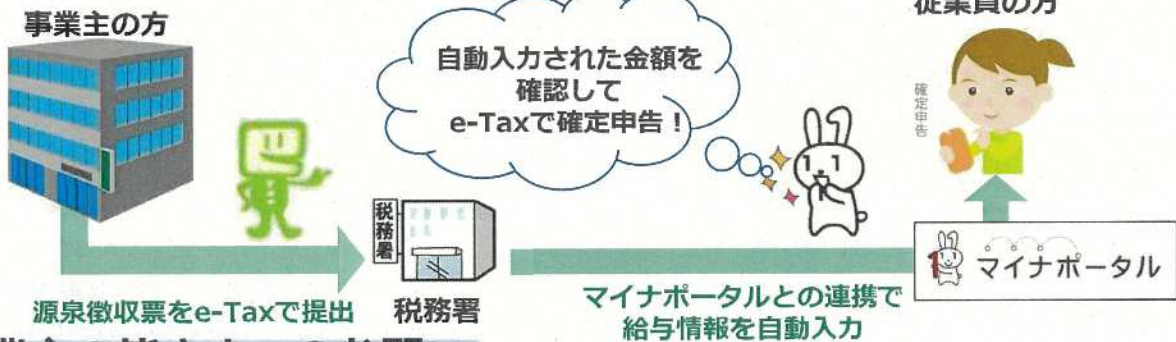
確定申告書等作成
コーナーはこちらから



事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Tax で提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③ 「e-Taxソフト（WEB版）」をクリック

または

e-tax web ログイン



STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います（e-Taxソフト（WEB版）を初めて利用する場合のみ、③の手続が必要です。）。

※事前準備の案内動画はこちら



STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)



税理士の皆さまへ 相続税申告は



e-Tax をご利用ください

国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「遺産分割協議書」などの添付書類をイメージデータ(PDF形式)で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。

最新情報

1 添付書類の見直し：「提出をお願いしている書類」を見直すことにより、**添付書類の削減**を行いました。

詳しくは、「**イメージデータで提出可能な添付書類**」をご確認ください。

【掲載場所】 e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



【添付書類】

2 イメージデータ送信容量の拡大：1回当たりの送信容量を8MBから**14MB**に拡大しました。

提出方法	内容
e-Tax 送信	<ul style="list-style-type: none"> ●同時送信方式：申告・申請等データの送信時に、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を同時に送信する方法 ●追加送信方式：申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を追加で送信する方法(10回送信まで)
光ディスク等で提出	<ul style="list-style-type: none"> ●申告・申請等データの送信後に、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を光ディスク等に格納し、光ディスク等を提出する方法 <p>【参考】提出に当たっては「e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。</p> <p>【掲載場所】 e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告</p>



【留意事項】

(注) PDF ファイルは、

- ①解像度 200dpi 相当以上
- ②赤色・緑色・青色が 256 階調(24ビットカラー)以上
- ③目視により内容が確認可能
- ④パスワード設定なし
となるように作成してください。

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告や受付結果等をデータで保存・管理できるため、文書管理の効率化とペーパーレス化が図られます。

書類の郵送等を省略できるため、コスト削減(紙代・郵送料・交通費など)につながります。

ポイント3 財産取得者の利用者識別番号があれば代理送信可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

①署名、②電子証明書（マイナンバーカード等）、③本人確認書類が不要です。

（注）利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりませんので、ご注意ください。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え、②税務署からの郵送物、③e-Taxのマイページなどから確認できます。財産取得者への確認の際は、「相続税の申告をされる皆さまへ 相続税申告はe-Taxをご利用ください」をご活用ください。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



【財産取得者用リーフレット】

利用者識別番号が分かる

取得済の利用者識別番号を使用してください。

利用者識別番号が分からない
（取得しているか不明）

利用者識別番号を取得していない

「変更等届出書」をe-Taxで送信*（税理士等による代理送信も可能）

最新情報

◆変更等届出書の参考事項欄に、「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力していただくことで、利用者識別番号が【有】の場合、「税理士等」欄に記載の電話番号に利用者識別番号を連絡します。

（注）e-Taxソフト又は国税庁の仕様公開に基づく民間ソフトを使用し、税理士等が電子署名を付与して送信された場合に限り（書面又は「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」は本取扱いの対象外になりますので、ご注意ください）。

「開始届出書」をe-Taxで送信*

（税理士等による代理送信も可能）

利用者識別番号が【有】の場合

既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者宛に郵送されます。

利用者識別番号が【無】又は【廃止】されている場合

利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から代理送信をした税理士等に対して電話によりお伝えしますので、「開始届出書」をe-Taxで代理送信してください。

利用者識別番号をオンラインで即時発行

既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまでe-Taxで申告した内容等を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

*「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

参考情報

相続税申告書の代理送信等に関するQ & Aを国税庁ホームページに掲載しています。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

事前準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



【代理送信 Q&A】



国税庁 法人番号 7000012050002

令和5年6月

令和5年分 年末調整についてのお知らせ

年末調整に役立つ情報は、「**年末調整がよくわかるページ**」で提供しています！

国税庁ホームページの「**年末調整がよくわかるページ**」において、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種申告書など様々な情報を提供していますので、是非ご利用ください。

年末調整がよくわかる



(年末調整がよくわかるページ)

※ 令和5年分の各種情報については、**令和5年10月頃**に掲載いたします。

年末調整がよくわかるページ（令和5年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

- 令和5年分の年末調整は昨年（令和4年分）と同じ手順となります。
- 源泉徴収義務者の方向けに、年末調整に関する各種情報を掲載した「リーフレット」を送付しています。
- 源泉徴収簿を用いた年末調整の計算は、「**年末調整計算シート**」（Excel）をご利用いただくと年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。
→ [ダウンロードはこちら](#)
- 税務署主催の年末調整説明会については、実施しておりません。

1 源泉徴収義務者
（給与の支払者）の方へ

2 給与所得者
（従業員）の方へ

3 年末調整手続の電子化

4 チャットボットに相談する

5 詳しい説明（パンフレット）
（年末調整・源泉徴収票）

6 各種様式・記載例
（年末調整・源泉徴収票）

7 年末調整計算シート

「年末調整計算シート」(Excel)は、従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ご利用には、Microsoft office Excel がインストールされたパソコンが必要です。

年末調整計算シート(令和5年用)

氏名	人数	扶養親族	給与		扶養親族
			収入	控除	
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇
扶養親族以外の扶養親族	〇	〇	収入	控除	〇

1 源泉徴収義務者の方へ
年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

2 給与所得者の方へ
年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

3 年末調整手続の電子化
年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

4 チャットボットに相談する
年末調整でお困りのときにご利用ください。



※公開期間は令和5年10月頃から令和6年1月下旬までの予定です。

（税務職員ふたば）

5 詳しい説明（パンフレット）
「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

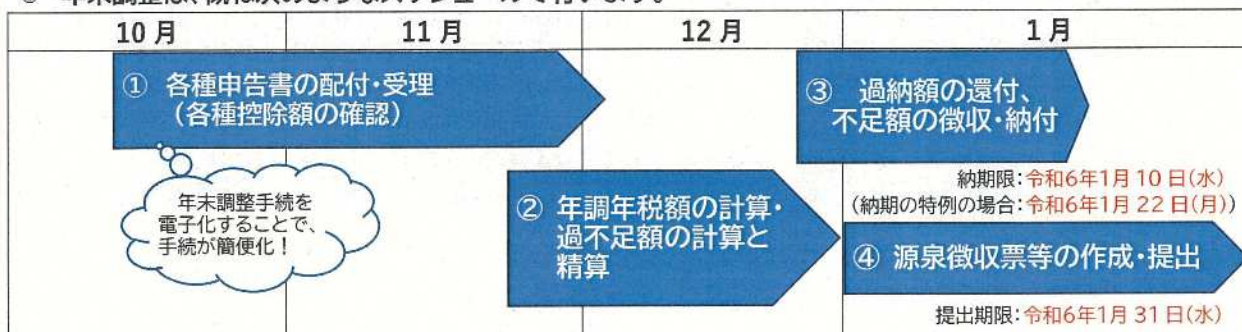
6 各種様式・記載例
「扶養控除等申告書」などの各種申告書の様式や記載例、「源泉徴収票」などの法定調書関係様式を提供しています。

- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和6年1月10日(水)**（納期の特例の承認を受けている場合は、**令和6年1月22日(月)**）です。
- ◎ 給与所得者の源泉徴収票などの法定調書の提出期限は、**令和6年1月31日(水)**です。


年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

年末調整のスケジュール・手順・使用する申告書など

◎ 年末調整は、概ね次のようなスケジュールで行います。



◎ 年末調整の手順及び使用する申告書など

手順	使用する申告書など								
<p>① 各種申告書の配付・受理(各種控除額の確認) 従業員の方に適用される控除の種類やその控除額を確認します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 令和6年分の扶養控除等(異動)申告書の配付・受理を併せて行うと効率的です。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養控除等(異動)申告書 ・保険料控除申告書 ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 ・住宅借入金等特別控除申告書 								
<p>② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算 従業員の方の所得控除と税額控除の額を①で確認した後、次の順で年調年税額の計算及び過不足額の計算と精算を行います。</p> <p>(1) 本年分の給与の金額と徴収税額の集計</p> <p>(2) 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)の計算</p> <p>(3) 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算</p> <p>(4) 所得控除額の合計額の計算</p> <p>(5) 年間の給与に係る税額(年調年税額)の計算</p> <p>(6) 過不足額の計算と精算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収簿(次ページ㉔)(1)~(6)で共通して使用) ・年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(次ページ㉕) ・所得金額調整控除申告書 ・扶養控除等(異動)申告書 ・扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表(次ページ㉖) ・保険料控除申告書 ・基礎控除申告書 ・配偶者控除等申告書 ・年末調整のための算出所得税額の速算表(次ページ㉗) ・住宅借入金等特別控除申告書 								
<p>③ 過納額の還付、不足額の徴収・納付 ②の精算の結果を、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書(納付書)に記載した上で、徴収税額を納付します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納期限</td> <td>令和6年1月10日(水) ※納期の特例の承認を受けている場合は、令和6年1月22日(月)です。</td> </tr> </table> </div>	納期限	令和6年1月10日(水) ※納期の特例の承認を受けている場合は、令和6年1月22日(月)です。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税徴収高計算書(納付書) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・このお知らせの最終ページに記載例を掲載しています。</p> <p>・納付する税額がない場合でも、給与支給額などを記載した所得税徴収高計算書(納付書)は所轄税務署に、e-Taxにより送信又は郵便もしくは信書便により送付又は提出してください。</p> <p>・源泉所得税の納付は、キャッシュレス納付が便利です。是非ご利用ください。</p> </div> <div style="text-align: right;">  <p style="font-size: small;">(源泉所得税の納付手続)</p> </div>						
納期限	令和6年1月10日(水) ※納期の特例の承認を受けている場合は、令和6年1月22日(月)です。								
<p>④ 源泉徴収票等の作成・提出 令和6年1月31日(水)までに、次の書類の交付及び提出が必要です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">書類名</th> <th style="width: 70%;">交付先・提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>源泉徴収票</td> <td>従業員に交付</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収票+法定調書合計表</td> <td>源泉徴収義務者の所轄税務署に提出</td> </tr> <tr> <td>給与支払報告書+給与支払報告書(総括表)</td> <td>従業員の住所地の市区町村に提出</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	交付先・提出先	源泉徴収票	従業員に交付	源泉徴収票+法定調書合計表	源泉徴収義務者の所轄税務署に提出	給与支払報告書+給与支払報告書(総括表)	従業員の住所地の市区町村に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得の源泉徴収票、法定調書合計表 ・給与支払報告書、給与支払報告書(総括表) ・その他の法定調書等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・地方税ポータルシステム(eLTAX)を使うと、「給与所得者の源泉徴収票」(税務署提出用)と「給与支払報告書」(市区町村提出用)を一括で作成・提出できます！</p> <p>詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。</p> </div> <div style="text-align: right;">  <p style="font-size: small;">(eLTAX)</p> </div>
書類名	交付先・提出先								
源泉徴収票	従業員に交付								
源泉徴収票+法定調書合計表	源泉徴収義務者の所轄税務署に提出								
給与支払報告書+給与支払報告書(総括表)	従業員の住所地の市区町村に提出								

ご存じですか？電子取引データの保存方法

令和6年1月以降、**全ての事業者は、電子取引データをデータのまま保存することが義務化**されます

(※ 申告所得税・法人税に限る)

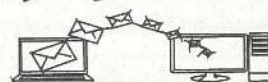
※ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えないこととされています（事前申請等は不要）。

保存すべき電子データとは？

◆ 紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。



☑ まずは、身近に電子データがないかチェックしましょう！

◆ 仕入や経費の精算を以下の方法で行っている。

- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- インターネットのHPからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を利用
- クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- 従業員が立替払いした経費の領収書を電子データで受領



◆ 売上や収入の請求を以下の方法で行っている。

- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を送付
- 自社のインターネットHPで請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を提供

いずれかに☑がついた場合には、その電子データについて
原則として次の要件を満たした上で保存することが必要です。

- ① 改ざん防止のための措置をとる（次ページ①）
- ② 「日付・取引先・金額」で検索できるようにする（次ページ②）

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（税務職員にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合であって、**以下のいずれかに該当する方は②の要件は不要**です。

- ・ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて、2年(期)前の売上高が5,000万円以下である方
- ・ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている方（令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用）

- ③ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

① 「改ざん防止のための措置をとる」とは？

◆ 次の1～4の**いずれかの対応**が必要です。

- 1 タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- 2 保存するデータにタイムスタンプを付与する
- 3 履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムでデータを授受・保存する
- 4 **改ざん防止に関する事務処理規程を作成し運用する**

※ システム費用等をかけずに導入できる「改ざん防止に関する事務処理規程」については、[国税庁HP](#)でサンプルを掲載していますので、ひな形としてご活用ください。

国税庁HPはこちら→



② 「日付・取引先・金額で検索できるようにする」方法とは？

◆ 専用システムや会計ソフト等を導入せずとも、「日付・取引先・金額」で検索できる次の**いずれかの方法**でも、検索機能を確保していることになります。

- 1 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法
表計算ソフト等で「日付・取引先・金額」を入力し、索引簿を作成しておくことで表計算ソフト等の機能を使って検索する方法
- 2 規則的なファイル名を付す方法
データのファイル名に規則性をもって「日付・取引先・金額」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20230118	100000	A社	請求書
2	20230124	200000	B社	契約書
3	20230201	100000	A社	領収書
⋮				
50	20231231	500000	C社	請求書

(例)
2023年1月31日に、(株)AからPDFファイルで受け取った100,000円の請求書なら、「20230131_(株)A_100000」



	20230131_(株)A_100000.pdf
	20230303_(株)B_180000.msg
	20230424_(株)C_350000.pdf

さらに、令和5年度税制改正で要件が緩和されました！

次の(1)と(2)の要件を**いずれも満たしている場合**、改ざん防止(前ページ①)や検索機能(前ページ②)などの対応は不要となり、**電子取引データを単に保存するだけでよいことと**されました。

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用

- (1) 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要)
税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データを
- (2) プリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

次の制度の導入も併せてご検討ください。

電子帳簿等保存

一定の要件を満たした優良な電子帳簿の備付け及び保存をすることで、**過少申告加算税の軽減措置**や所得税の**青色申告特別控除(6.5万円)**の適用を受けることができます。



スキャナ保存

一定の要件を満たすことで紙の請求書、領収書やレシート等をスキャナまたはスマホのカメラ機能で電子データ化し保存することができます。



電子帳簿等保存制度について、より詳しい情報を知りたい方は、**国税庁HP**をご確認ください。

国税庁HPはこちら→



A 【源泉徴収簿】

下の源泉徴収簿の赤枠内の②(1)～②(6)は、前ページの「◎ 年末調整の手順及び使用する申告書など」の「手順」欄の番号を示しています。



区分	支払額	控除額	源泉徴収額	年末調整による不足額	徴収超過額	源泉徴収額
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						
⑱						
⑲						
⑳						
㉑						
㉒						
㉓						
㉔						
㉕						
㉖						
㉗						
㉘						
㉙						
㉚						
㉛						
㉜						
㉝						
㉞						
㉟						
㊱						
㊲						
㊳						
㊴						
㊵						
㊶						
㊷						
㊸						
㊹						
㊺						
㊻						
㊼						
㊽						
㊾						
㊿						

B 【年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表】

源泉徴収簿の「給与所得控除後の給与等の金額⑨」欄は、給与等の総額を「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて求めます。



(一) 令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表 (単位:円)

給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額
0	0	0	0	0	0
100	100	100	100	100	100
200	200	200	200	200	200
...
1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,950,000
3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
6,950,000	6,950,000	6,950,000	6,950,000	6,950,000	6,950,000
9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000
18,050,000	18,050,000	18,050,000	18,050,000	18,050,000	18,050,000

C 【扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表】

扶養控除、障害者控除などの扶養控除等(異動)申告書に基づく「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額」の計算は、次の早見表を使って求めると便利です!

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額 (平成20年1月1日以前生)	1人	380,000円	4人	1,520,000円
	2人	760,000円	5人	4人を超える1人につき380,000円を1,520,000円に加えた金額
	3人	1,140,000円	以上	
② 障害者等がいる場合の控除額の加算額	イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合			1人につき 750,000円
	ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる(人がいる)場合			1人につき 400,000円
	ハ 一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる(人がいる)場合			左の一に該当するとき 各 270,000円
	ニ 所得者本人がひとり親に当たる場合			350,000円
	ホ 同居老親等に当たる人がいる場合 (昭和29年1月1日以前生(トにおいても同じ))			1人につき 200,000円
	ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生)			1人につき 250,000円
	ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合			1人につき 100,000円

- (注) 1 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります(この合計額を、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑩」欄に記載します。)
 2 「①」欄の控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者の数は含まれません。
 3 同一生計配偶者に係る障害者控除は、「②」欄に含めて計算します。



◎ 早見表の使い方

- まず、控除対象扶養親族の数の合計を求め、「① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額」を求めます。
- 次に、同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「② 障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「イ」欄から「ト」欄までに掲げる控除額の加算額の合計額を求めます。
- 1及び2で求めた金額の合計額を「源泉徴収簿」の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑩」欄に記入します。

(早見表の使い方)

D 【年末調整のための算出所得税額の速算表】

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超 3,300,000円〃	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円〃 6,950,000円〃	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円〃 9,000,000円〃	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円〃 18,000,000円〃	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円
18,000,000円〃 18,050,000円〃	40%	2,796,000円	(A)×40%-2,796,000円

※ 源泉徴収簿の「算出所得税額⑫」欄の金額は、「差し課税給与所得金額⑪」欄の金額(課税給与所得金額)に応じ、左の速算表の「税額」欄の算式に従って求めます。

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に記載した上、徴収税額を納付します。

【記載例1】

本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合

【記載例2】

過納額（172,174 円）が12月中の源泉徴収税額（134,282 円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便もしくは信書便により送付又は提出してください。

(注) 12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円－134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

◎源泉所得税の納付や所得税徴収高計算書の提出は、お手持ちのスマートフォンなどからe-Taxを利用して手続することができます。

令和5年分の主な改正事項

源泉所得税関係

○ 非居住者である親族の確認書類について

令和5年1月から、非居住者である親族について、扶養控除の適用時の確認書類が次のとおり改正されています。（※赤字部分が改正された確認書類です。）

非居住者である親族の年齢等の区分	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上	「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	「送金関係書類」
	② 障害者	「送金関係書類」
	③ 給与所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	「親族関係書類」
(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)	

※ 確認書類について

非居住者である親族が扶養控除の適用を受ける場合の確認書類の詳細については、国税庁ホームページに掲載の「令和5年1月以後に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご覧ください。



(国外居住親族)

法定調書関係

○ 源泉徴収票等の電子交付の承諾について

「給与所得の源泉徴収票」及び「給与等の支払明細書」について、従業員から電子交付の承諾を得る際に、「承諾期限までに回答がない場合には承諾があったものとみなす」旨の通知を事前に従業員に対して行い、この期限までに従業員からの回答がなかった場合には、電子交付の承諾があったものとみなされることになりました。



(電子交付に係るQ&A)

令和6年1月からの源泉徴収事務について

- 令和6年分の源泉徴収事務については、大きな改正事項はありません。
- 令和6年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和5年分から変更はありません。



国税庁 法人番号 7000012050002

※ このリーフレットは、令和5年7月1日の法令に基づいて作成しています。

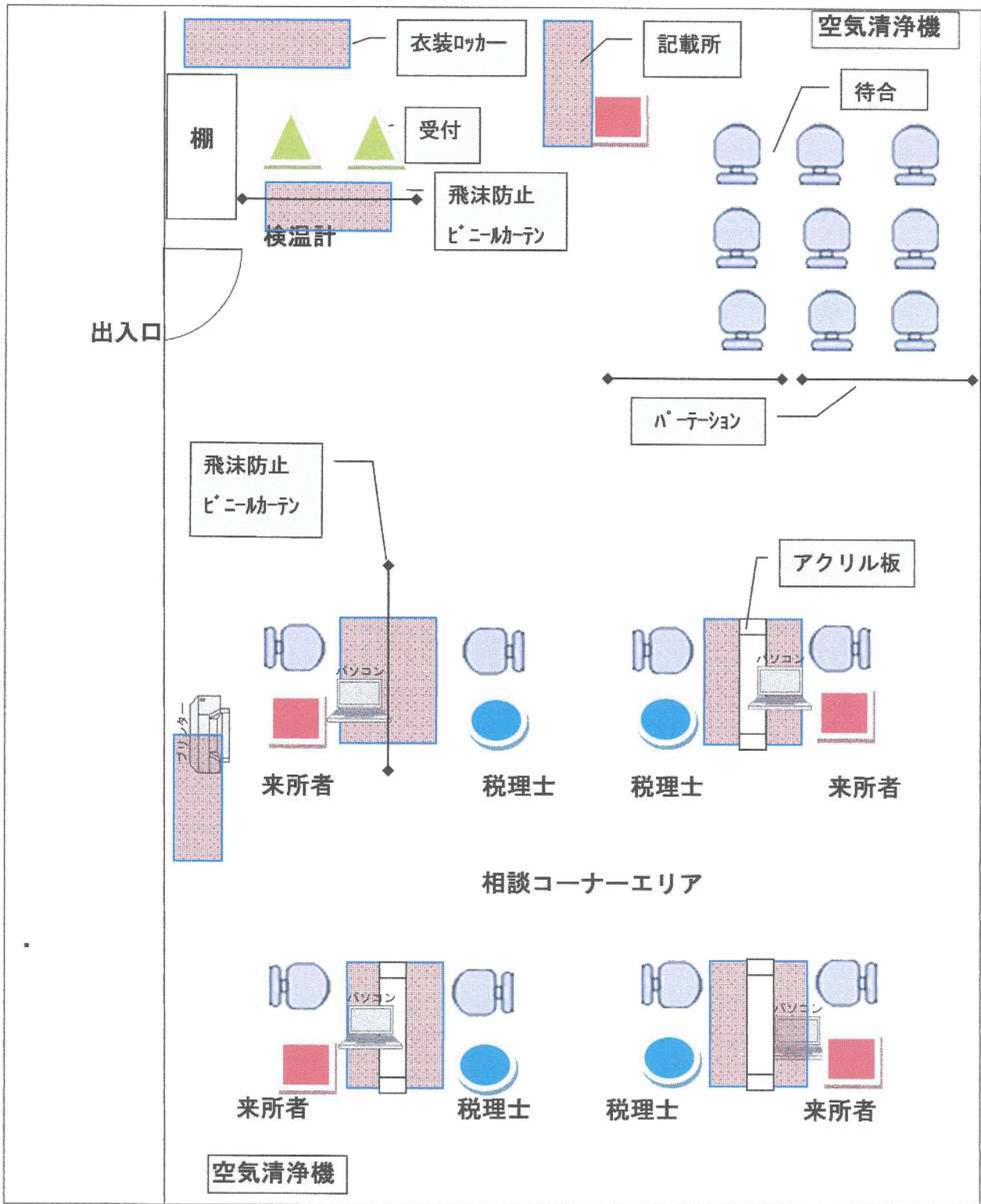
令和5年分 確定申告期における無料税務相談の実施計画

単位：人

実施日	曜日	主催者	相談人数	受付人数
2024年2月9日	金曜日	独自事業：天王寺支部	3	2
2024年2月13日	火曜日	独自事業：天王寺支部	3	2
2024年2月14日	水曜日	独自事業：天王寺支部	2	2
2024年2月15日	木曜日	独自事業：天王寺支部	2	2
2024年2月16日	金曜日	独自事業：天王寺支部	4	2
2024年2月19日	月曜日	独自事業：天王寺支部	4	2
2024年2月20日	火曜日	独自事業：天王寺支部	3	2
2024年2月29日	木曜日	協議派遣：納税協会	2	—
2024年3月1日	金曜日	協議派遣：納税協会	2	—
		合 計	25	14

近畿税理士会 天王寺支部

天王寺納税協会3階会議室 会場



10.10当て込みイメージデザイン

税理士による**令和5年分**確定申告 広告
無料相談会のお知らせ

開催日：令和6年2月9日(金)～2月20日(火) (土日祝を除く)
会場：天王寺納税協会 3F (エレベーターはありません)
大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番11号
開催時間：9時30分～16時 (受付は15時30分まで)
先着順。 ※但し、混雑時は早めに受付を終了する場合がございます。



※ 確定申告書はご自身で作成していただきます。不明な点を税理士がアドバイスします。
相続税や贈与税、土地、株式等の譲渡についての相談は行っておりません。
確定申告書等の提出は受け付けておりません。

お問い合わせ先

近畿税理士会天王寺支部 TEL.06-6772-8103
大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番11号(天王寺納税協会内) <http://www.tennouji.net/>